

辻泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2010年11月5日 NO. 95

公正な国民負担で豊かな福祉社会を！ 医療保険の負担方式に関して投稿 !!



以下は、社会保険旬報 10月21日号掲載の辻泰弘の投稿論文「後期高齢者医療制度の支援金負担における総報酬割導入に対する私の考え」抜粋。

5月12日成立の「国民健康保険法等の改正法」においては、賃金の下落などにより悪化した協会けんぽの財政への一対策として、後期高齢者医療制度における被用者保険の負担方法を、加入者割から総報酬割に一部変更する改正が行われた。

この改正に「肩代わり」だとして反対した健保連の代表は、参議院厚生労働委員会において、「総報酬割は収入に応じた支援の負担であり、考え方そのものに反対はしていない。一定程度の公費投入がないと総報酬割への切替えに賛成できない。議論抜きでの突然の導入には反対である」旨の意見陳述を行った。これに対して、厚生労働省は、「(総報酬割導入で)国庫補助が浮くが、その部分は全部協会けんぽの財政支援に充てた。健保組合でも1/3の組合は負担が減る。応能負担の考え方をより広めたもので、国庫補助の組合への肩代わりではない」旨を国会で答弁した。

このような議論の中で、私は、5月11日の厚生労働委員会において、「総報酬割の導入は、むしろ4年前にしなかったのはなぜかと思うぐらいで、賛成する立場だ。しかし、当事者の方々の合意、時間的プロセスが必要だった。プロセスを大事にして、合意を踏まえて対応して行くべきだ」との主張を行った。同時に、「肩代わり」については、「国庫補助だから元々国が出すのは当たり前だが、その半分を健保組合等からの支援に頼ったと昨年末の厚労省保険局の文書に書いてあるし、実際そうである。当事者からすれば肩代わりというのは当たり前だ。それをはなから肩代わりではないというのは合意を求める姿勢ではない」と指摘したのである。

以上の通り、私の考えは、「負担能力に応じた応能負担の原則に立脚する総報酬割の導入は必要であり賛成。しかし、関係者と十分協議し、理解を求めつつ進めるべきであった。いずれにせよ、法改正の措置が国の負担の『肩代わり』であったことは否定できない」ということである。

私は、これまで厚生労働委員会の場などで、「豊かな福祉社会は公正な国民負担の上に成り立つ」と主張してきた。また、「今後の医療や介護の需要は国民全体で支えていかねばならない」「国民の理解を得るよう説明・発信すべきだ」「保険料負担の引き上げについて逃げずに訴えていくべきだ」と時の総理や財務・厚労大臣などに求めてきた。上記の改正法審議に際しても、その基本精神に基づいた主張を展開したところであり、わが意のあるところをご理解賜りたい。

人間の幸せを根本的に支える医療。その医療を国民全体に提供するための医療保険制度。それらの安定した基盤の確立は、今日の政治に課せられた最重要課題の一つである。今後とも、その実現に全力を傾注したい。

上記論文は、社会保険旬報 10月1日号掲載論文における辻泰弘の国会発言引用を受けたもの。